

尼崎市

AIオンデマンド型交通実証運行事業に関する
プロポーザル参加事業者募集要領

令和6年 12月

尼崎市 都市整備局 都市戦略推進担当

本要領は、「AI オンデマンド型交通実証運行事業」の実施にあたり、事業者の募集及び選定に関し、必要な事項を定める。

1 事業目的

尼崎市では、尼崎市総合交通計画を策定し、暮らしやすさと働きやすさが調和し、人が“つどう”まちを目指す姿として、交通と連携した魅力を伸ばすまちづくりの推進、誰もが安全・安心・快適に移動できる環境の創出、利便性が高い交通環境の構築などに取り組んでいる。

本市における公共交通の現状としては、鉄道・バス等による公共交通ネットワークが整備されていますが、深刻化する運転士不足等の影響により路線バスの減便等が進行しており、将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークを維持するとともに、新たな交通サービスの導入を含めたより効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの構築を進めていく必要がある。

このため、AI オンデマンド型交通（※）の検討を進めることとし、最先端の技術やノウハウを有する民間事業者とともに実証運行に取り組むこととする。なお、実証運行の実施にあたっては国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業補助金共創・MaaS 実証プロジェクト（以下、「共創プロジェクト」という。）の活用を前提とし、民間事業者と連携して「（仮称）尼崎市 AI オンデマンド共創プラットフォーム」（以下、「共創プラットフォーム」という。）を組成して実施することとする。

※AI オンデマンド型交通

従来の定時定路線型ではなく、利用者の予約に対して、AI による最適な運行ルート、配車をリアルタイムに行う輸送サービス。

2 事業内容

(1) 事業名

AI オンデマンド型交通実証運行事業

(2) 事業内容

「AI オンデマンド型交通実証運行事業に係る仕様書」のとおり

(3) 事業実施期間

共創プラットフォームの組成日から令和10年3月31日まで

※令和7年度から3か年での実証運行事業を予定しており、各年度の議決を経て成立した予算の範囲内で、協議のうえ実施することとする。

※令和10年4月1日以降の実施については別途協議。

3 プロポーザル応募資格要件

次の各号に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 尼崎市契約規則第4条に定める競争入札参加資格者名簿に登録されている者、または、応募時点において名簿に登録されていない場合は、次の書類を整え、参加表明書と合わせて提出することができる者

ア 定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

イ 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）

- (2) 仕様書に定める業務について、単独で業務を遂行できる能力を有する者。但し、単独で本

業務が担えない場合であっても、適正に業務を遂行できる企業グループ（当該業務を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加することは可能とする。その場合、参加表明書の提出時までに企業グループを結成し、代表者を定め、他の者は構成企業として参加するものとする。また、企業グループの構成企業は、他の企業グループの構成企業となること、又は、単独で本プロポーザルに参加することはできない。

(3) 市との協議に柔軟に対応できる者

(4) 国税、地方税等を完納している者

(5) 次の事項に該当しない者

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

イ 市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けている者

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされている者

エ 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当する者、及び次の事項に掲げる者がその経営に実質的に関与している者

(ア) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体

(イ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体

(ウ) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう)の候補者（当該候補者になろうとするものを含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体

(エ) 暴力団(尼崎市暴力団排除条例(平成25年条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団をいう)又は暴力団員(尼崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう)若しくは暴力団密接関係者(尼崎市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう)

(オ) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体

(カ) 破産者で復権を得ない者

(キ) 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体

4 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると市が判断した場合は失格とする。ただし、市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(1) 本要領を遵守しない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合

(3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(4) 応募資格を欠いていることが判明した場合

(5) 応募者の企画提案内容が、市が求める仕様を満たしていない場合

(6) その他応募者の失格事項に相当するものと市が判断した場合

5 実施スケジュール(予定)

- | | |
|----------------------|------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和6年12月2日（月曜日） |
| (2) 参加表明書の提出期限 | 令和6年12月13日（金曜日） 17時必着 |
| (3) 質問受付期限 | 令和6年12月13日（金曜日） 17時必着 |
| (4) 質問への回答 | 令和6年12月18日（水曜日） 19時までに |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 令和6年12月26日（木曜日） 17時必着 |
| (6) 第一次審査（書面審査） | 令和7年1月7日（火曜日） |
| (7) 第二次審査（プレゼンテーション） | 令和7年1月14日（火曜日） |
| | ※日時、場所は追って連絡します。 |
| (8) 選定結果通知、公表 | 令和7年1月16日（木曜日） |

6 応募の手続き

(1) 参加表明書の提出

プロポーザルに応募を希望する場合は、次のとおり参加表明書を提出すること。

ア 提出期限

令和6年12月13日（金曜日） 17時必着

イ 提出方法及び提出先

次の宛先に電子メール、郵送又は持参にて提出すること。

尼崎市 都市整備局 都市戦略推進担当

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁北館6階

メールアドレス： ama-kotsu@city.amagasaki.hyogo.jp

ウ 受領確認

市は、参加表明書を受領した際、応募者あてに電子メールにて受領確認の通知を行う。

エ 提出書類

(ア) AI オンデマンド型交通実証運行事業に係るプロポーザル参加表明書（様式第1号）

(イ) 企業グループ構成申請書（様式第2号）

※ 様式第2号は複数事業者で共同提案を行う場合のみ提出が必要

(ウ) 3(1)ア及びイに規定する書類

※ 応募時点で競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合のみ提出が必要

(2) 質問の受付及び回答

本事業に関する質問は、次のとおり受け付ける。

ア 質問受付期限

令和6年12月13日（金曜日） 17時必着 ※期限を過ぎた問い合わせには回答しない。

イ 質問の受付

質疑書（様式第3号）により、次の問い合わせ先に電子メールで送付すること。

【問い合わせ先】 尼崎市都市整備局 都市戦略推進担当

メールアドレス： ama-kotsu@city.amagasaki.hyogo.jp

ウ 質問への回答

原則として、質問があった日の翌々日（土曜日、日曜日、祝日を除く）に、市のホームページへの掲載により回答することとし、最終的には令和6年12月18日（水曜日）19時までに全ての質問に回答する。

(3) 企画提案書等の提出

応募者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

ア 提出書類

(ア) AI オンデマンド型交通実証運行事業に係るプロポーザル企画提案書 表紙（様式第4号）

(イ) 企画提案書 ※様式は問わない

企画提案書はA4サイズ版（縦置き、横置きどちらでも可）とし、合計で20枚以内とする。また、仕様書にて市が求めている要件について対応できていることに言及すること。

なお、第2次審査（プレゼンテーション審査）で投影を行うことができる資料は、企画提案書のみとする。

(ウ) 実証運行収支計画提案書（様式第5号）

(エ) 会社概要及び業務実績書（様式第6号）

企業グループの場合は代表企業、構成企業それぞれで作成し提出すること。

(オ) 実務担当者届出書（様式第7号）

イ 提出期限

令和6年12月26日（木曜日）17時必着

※提案を辞退する場合は、提案辞退届（様式第8号）を期日までに提出すること。

ウ 提出方法及び提出先

次の宛先に郵送（書留などの配達記録が残る方法によること）又は持参にて提出すること。なお、提出物は書類（サイズはA4版）にて提出すること。

※持参により直接提出する場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く平日9時～17時の時間帯に受け付ける。

【提出先】

尼崎市 都市整備局 都市戦略推進担当

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁北館6階

エ 提出部数

6(3) アの提出書類を9部（カラー）提出すること。

オ 書類作成・提出上の留意事項

受領後の企画提案書等の加除は、原則不可とする。

7 選定方法及び審査項目

(1) 選定方法

事業者の選定は、公募型プロポーザル方式により審査する。提案内容に係るプレゼンテーション及び質疑応答を行い、本事業に最も適切な事業者を優先交渉権者として選定する。応募者が1者のみであった場合でも、公募は成立することとし、審査会が設定する基準を上回った場合は、優先交渉権者とする。

(2) 第1次審査（書類審査）

応募者が5者を超える場合は、第1次審査として書類審査を実施し、上位5者を選定する。

ア 実施予定日 令和7年1月7日（火曜日）

イ 審査

提出された企画提案書等を次の審査項目に基づき審査し、上位5者を第2次審査の対象とする。

(ア) 事業遂行能力等

ウ 結果通知

応募者全員に選定結果を電子メールにて通知する。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション審査）

ア 日時及び場所

(ア) 実施予定日 令和7年1月14日（火曜日）（詳細な時間は別途通知）

(イ) 実施場所 尼崎市役所（詳細な場所は別途通知）

(ウ) その他

プレゼンテーション審査の日時・場所については、市から応募者あてに電子メールで連絡する。なお、プレゼンテーション審査への参加者は5名以内とし、原則として実務担当者届出書（様式第7号）にて届け出た実務担当者を含むこととする。ただし、市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

プレゼンテーション審査時における回答についても評価の対象とし、後日の訂正は認めないものとする。

イ プレゼンテーション審査の内容

(ア) プレゼンテーション審査は1者ずつの呼び込み方式とし、プレゼンテーションに引き続き、質疑応答を実施する。

(イ) 説明時間は20分以内とし、机上の企画提案書又は投影した企画提案書に沿って行うものとし、追加資料の提出は認めない。ただし、ポスターやチラシ、表示看板などのうち企画提案書に記載され、本事業でも製作が見込まれる告知物については類似事例の告知物の提示、配布を可とする。

(ウ) 質疑応答時間は20分程度とする。なお質疑応答については現場での受け答えのみとし、後日の回答は認めない。

(エ) プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は応募者で用意すること。ただし、スクリーン、プロジェクターについては市で準備する。

ウ プレゼンテーション審査を欠席した場合

プレゼンテーション審査を欠席した場合は、事業実施の意思がないものとみなし、原則として、優先交渉権者として選定しないものとする。

エ 審査の実施

提出された企画提案書等及びプレゼンテーションの内容を別表1の審査項目に基づき審査し、合計点が最も高かった者を優先交渉権者として選定する。

審査項目は次のとおり。

(ア) 事業遂行能力等

(イ) システムの機能、わかりやすさ

(ウ) 市民への周知方法

(エ) 収入確保の取組

(オ) 本格運行につながる提案等

なお、合計得点が最も高い者が2者以上ある場合は、(ア)～(オ)の審査項目のうち(オ)の得点が高い者を優先交渉権者とする。(オ)の得点においても差がつかず、なお2者以上ある場合は、抽選により優先交渉権者を決定する。

オ 審査結果の通知

審査結果は、すべての応募者に書面にて通知する。ただし、得点の内訳等審査内容については開示せず、選定結果に対する異議の申し立ては受け付けない。

8 共創プラットフォームの組成

優先交渉権者は市と本事業の内容に係る協議を行い、交通事業者等を含め共創プロジェクトに掛かる共創プラットフォームを組成するものとする。但し、協議が整わないと市が判断した場合、共創プラットフォームの組成は行わない。

また、優先交渉権者に次の事態が生じたときは、審査時の合計得点が高かった者の順に協議を行い、相手方を決定する。ただし、審査会が設定する基準に満たなかった者については優先交渉権者の対象外とする。

- (1) 共創プラットフォームの組成を辞退したとき
- (2) 共創プラットフォームの組成時までには本要領に定める応募資格を欠いていることが判明したとき
- (3) 共創プラットフォームの組成時までには本要領に定める失格の要件に該当していることが判明したとき
- (4) 共創プラットフォームの組成に向けて必要な協議が不調に終わったとき
- (5) その他やむを得ない事情で共創プラットフォームの組成に至らなかったとき

9 その他

- (1) プロポーザルの応募に関する経費は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 応募者は、一つの提案のみとする。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 審査にあたり追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 提出された書類は、応募者に無断で使用しない。ただし、本審査の手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において企画提案書等の複製、保存等を行う。

また、優先交渉権者の提案内容については、協議の上、概要を公開する。

- (6) 企画提案書等の提出後、審査により優先交渉権者が選定されるまでは、提案辞退届（様式第8号）により参加辞退ができるものとする。
- (7) 優先交渉権者が共創プラットフォームの組成後に応募資格を満たしていないことが判明したとき、又は財務状況の悪化等により事業が履行できないと認められるとき、若しくは社会的信用を著しく損なうなど受託者としてふさわしくないと認められるときは、共創プラットフォームの構成員を変更することができるものとする。
- (8) 実証運行に対する本市の負担は令和7年度当初予算の成立を前提としており、議会の議決を得られない場合は実証運行を中止することとする。なお、本市の負担が生じない形での実証運行の実施について否定するものではない。
- (9) 共創プロジェクトの不採択、補助条件の変更等により計画していた実証運行が実施できないと判断した場合は実証運行を中止することとする。
- (10) (8)(9)の理由により実証運行を中止した場合において、実証運行に向けた協議等に要した事業者の費用負担について、本市は一切補償しない。

10 問い合わせ先

尼崎市 都市整備局 都市戦略推進担当

担当：白崎・上村

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 本庁北館6階

電話番号：０６－６４８９－６６２０

FAX番号：０６－６４８８－８８８３

メールアドレス：ama-kotsu@city.amagasaki.hyogo.jp

ホームページ：<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/>

別表 1 審査項目

審査項目	審査の視点	配点
事業遂行能力等	① 当事業の目的を理解しているか	15
	② 共創プロジェクトを活用した AI オンデマンド型交通運行のノウハウがあるか	
システムの機能、わかりやすさ	① AI によるリアルタイムの配車により利便性の高い交通サービスとなっているか	15
	② 誰にとっても簡単でわかりやすいサービスになっているか	
市民に向けた利用促進	① 市民に向けた利用促進施策が適切か	20
	② 利用者及び利用しなかった者への意見聴取が計画されているか	
収入確保の取組	① 実証運行期間中の収支見込みについて妥当な計画が示されているか	25
	② 収支率を高めるための工夫があるか	
本格運行につながる提案等	① 本市における AI オンデマンド型交通の展開について将来的なビジョンが示されているか	25
	② 既存のバス事業者、タクシー事業者と連携共存する手法が示されているか	
	合計 100 点 （審査員 5 人での採点につき、500 点満点）	100

※ 事業者（企業グループで提案する場合は代表企業又は構成企業）が市内事業者である場合は、獲得した点数の合計の 5%を、準市内事業者である場合は獲得した点数の合計の 2.5%（いずれも小数点以下は切り捨て）を加点する。